各　　位

2013年５月10日

会 社 名　日本ケミカルリサーチ株式会社
代表者名　取締役会長兼社長　　芦田　信
（東証・大証各２部　コード番号4552）
問合せ先　管理本部　総務部長　三浦　祐一
（ＴＥＬ　0797-32-8591）

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2013年５月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役ならびに当社監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案について、2013年６月19日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．新株予約権発行の目的

当社および当社子会社の取締役ならびに当社監査役に付与する株式報酬型ストックオプションは、会社業績・役員の貢献度などを報酬に反映させることにより中長期的に当企業グループの価値を高め、ひいては株主価値の上昇を目的として発行するものであり、当社においては2007年６月27日をもって廃止した役員退職慰労金制度に代わる制度として、当社子会社においては、役員退職慰労金について当社と同様の取扱いをするための制度として2009年より導入しております。

２．新株予約権の発行要項

(1)新株予約権の割当対象者

当社取締役７名、当社監査役１名、当社子会社取締役１名

(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式　16,000株を上限とする。

(3)新株予約権の総数

160個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的のなる株式数は100株とする）

(4)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した公正価額

を払込金額とする。なお、当社は、新株予約権の割当を受ける当社および当社子会社の取締役ならびに監査役に対し、それぞれが受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給するものとし、それぞれの取締役及び監査役はこの報酬の請求権と、新株予約権の払込金額に係る払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得する。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により付与される株式１株当たりの金額を１円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

(6)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社および当社子会社の取締役ならびに監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り権利行使ができるものとする。

②新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。

③新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

④その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7)新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち１名（以下「権利承継者」という。）に限り新株予約権者が死亡した日の翌日から１年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(9)その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以　上